

# 平成31年度水質検査計画

鮫川村簡易水道により供給している水道水の安全性を確保するため、水道法施行規則第15条第6項に基づき、平成31年度水質検査計画を以下のとおり定める。

## 1 水道の概要

### (1) 水道の名称

鮫川村簡易水道

### (2) 水源の種類等(自己水源)

#### ① 鍬木田地区

第1水源 湧水

第3水源 深井戸

#### ② 渡瀬地区

湧水

#### ③ 西部地区

湧水

#### ④ 塚本地区

浅層地下水

#### ⑤ 余所内地区

深層地下水

#### ⑥ 青生野地区

湧水

### (3) 施設の概要

自己水源からの原水を次亜塩素酸ナトリウムによる消毒後、給水する。

## 2 水質管理上の問題点

### (1) 鮫川地区

概ね良好であるが、硬度については、過去3年間の最大値で基準値の1/5を超過しているため、3か月に1回の測定で推移を見守る必要がある。蒸発残留物については、過去3年間の最大値で基準値の1/10を超過しているため、1年に1回の測定で推移を見守る必要がある。

### (2) 渡瀬地区

概ね良好であるが、硬度及び蒸発残留物については、過去3年間の最大値で基準値の1/10を超過しているため、1年に1回の測定で推移を見守る必要がある。

### (3) 西部地区

概ね良好であるが、硬度及び蒸発残留物については、過去3年間の最大値で基準値の1/5を超過しているため、3か月に1回の測定で推移を見守る必要がある。鉛及び硝酸対窒素及び亜硝酸態窒素については、過去3年間の最大値で基準値の1/10を超過しているため、1年に1回の測定で推移を見守る必要がある。

### (4) 塚本地区

概ね良好であるが、鉛並びに硬度及び蒸発残留物については、過去3年間の最大値で基準値の1/5を超過しているため、3か月に1回の測定で推移を見守る必要がある。

### (5) 余所内地区

概ね良好であるが、硝酸対窒素及び亜硝酸態窒素並びに硬度及び蒸発残留物については、過去3年間の最大値で基準値の1/5を超過しているため、3か月に1回の測定で推移を見守る必要がある。

### (6) 青生野地区

概ね良好であるが、硝酸対窒素及び亜硝酸態窒素並びに硬度及び蒸発残留物については、過去3年間の最大値で基準値の1/10を超過しているため、1年に1回の測定で推移を見守る必要がある。

## 3 水質検査項目等

以下の項目、回数により各地区の水源及び給水栓において測定を行う。

### (1) 水質検査項目を行う項目

#### ア 毎日検査

- |             |                      |
|-------------|----------------------|
| (ア) 検査項目    | 色、濁り、消毒の残留効果         |
| (イ) 採水の場所   | 各給水地区内の給水栓           |
| (ウ) 検査の回数   | 1日1回                 |
| (エ) (ウ) の理由 | 水道法施行規則第15条第1項の規定による |
| (オ) 検査実施者   | 地域整備課環境係職員及び委託を受けた者  |

#### イ 定期の水質検査

- |             |   |
|-------------|---|
| (ア) 検査項目    | 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する項目     |
| (イ) 採水の場所   | 各給水地区内の給水栓                              |
| (ウ) 検査の回数   | 別表のとおり。                                 |
| (エ) (ウ) の理由 | 水質検査頻度の省略を行う項目の根拠は別表のとおり                |
| (オ) 検査機関    | 水道法第20条第3項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託する。 |

## ウ 原水の水質検査

- (ア) 検査項目
  - ・水質基準項目から、消毒副生成物等 12 項目(総トリハロメタン、クロロホルム、ジブromokクロロメタン、ブromोजクロロメタン、ブromオホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味)を除く 39 項目
  - ・指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)
- (イ) 採水の場所 塩素処理を行う前の水
- (ウ) 検査の回数
  - ・水質基準項目：年 1 回
  - ・指標菌：年 4 回(5月、8月、11月、2月)
- (エ) (ウ) の理由 厚生労働省通知に準じる
- (オ) 検査機関 水道法第 20 条第 3 項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託する。

## エ 臨時の水質検査

水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、イに準じて、臨時の水質検査を行う。

- (ア) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (イ) 水源に異常があったとき
- (ウ) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (エ) 浄水過程に異常があったとき
- (オ) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (カ) その他特に必要があると認められるとき

### (2) 水質検査を委託する場合における当該委託の内容

#### ア 委託の範囲

- (ア) 具体的な検査項目、頻度  
別表に掲げる定期の検査項目、回数のすべて。
- (イ) 試料の採取及び運搬方法  
受託者が採水及び運搬を行う。
- (ウ) 臨時検査の取扱い  
設置者と受託者で協議の上、検査項目・回数を決定する。

#### イ 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査結果について、水質検査の結果の根拠となる資料(検量線、クロマトグラム並びに濃度計算書等)を確認する。

## 4 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

### (1) 水質検査結果の評価に関する事項

水質検査結果については、検査の都度、基準値超過がないか確認する。

**(2) 水質検査計画の見直しに関する事項**

水質検査計画の内容については、毎年3月に見直しを行う。

特に、年度内に得られた水質検査結果を踏まえ、次年度の定期の水質検査に係る検査頻度について留意する。

**(3) 水質検査の精度・信頼性保証に関する事項**

水質検査を委託している水質検査機関において精度管理がなされているか1年に1回確認を行う。

**(4) 関係者との連携に関する事項等**

水質汚染事故などが発生した場合には、福島県県南保健所及び関係機関に通報した上で、連携して迅速に対策を講じる。

定期の水質検査項目、回数等

(※各地区の給水栓ごと及び原水ごとに測定する。)

番号	項目 (☆新規項目)	浄水				原水	浄水の検査回数の 設定理由
		1月に1回 (毎月)	3月に1回 (5、8、11、 2月)	1年に1回 (5月)	3年に1回	1年に1回 (8月)	
1	一般細菌	○				○	検査回数の減不可項目
2	大腸菌	○				○	検査回数の減不可項目
3	カドミウム及びその化合物				○	○	3年に1回測定する。
4	水銀及びその化合物				○	○	3年に1回測定する。
5	セレン及びその化合物				○	○	3年に1回測定する。
6	鉛及びその化合物		○ 塚本地区	○ 西部地区		○	塚本地区(基準値の1/5を超)西部地区(基準値の1/10を超)。その他は、3年に1回測定する。
7	ヒ素及びその化合物				○	○	3年に1回測定する。
8	六価クロム化合物				○	○	3年に1回測定する。
9	亜硝酸態窒素				○	○	3年に1回測定する。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○	検査回数の減不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○ 余所内地区	○ 西部、青生野地区		○	余所内地区(基準値の1/5を超)西部、青生野地区(基準値の1/10を超)。その他は、3年に1回測定する。
12	フッ素及びその化合物				○	○	3年に1回測定する。
13	ホウ素及びその化合物				○	○	3年に1回測定する。
14	四塩化炭素				○	○	3年に1回測定する。
15	1,4-ジオキサン				○	○	3年に1回測定する。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○	○	3年に1回測定する。
17	ジクロロメタン				○	○	3年に1回測定する。
18	テトラクロロエチレン				○	○	3年に1回測定する。
19	トリクロロエチレン				○	○	3年に1回測定する。
20	ベンゼン				○	○	3年に1回測定する。
21	塩素酸		○				検査回数の減不可項目
22	クロロ酢酸		○				検査回数の減不可項目
23	クロロホルム		○				検査回数の減不可項目
24	ジクロロ酢酸		○				検査回数の減不可項目
25	ジブromokクロロメタン		○				検査回数の減不可項目
26	臭素酸		○				検査回数の減不可項目

27	総トリハロメタン		○				検査回数の減不可項目
28	トリクロロ酢酸		○				検査回数の減不可項目
29	プロモジクロロメタン		○				検査回数の減不可項目
30	プロモホルム		○				検査回数の減不可項目
31	ホルムアルデヒド		○				検査回数の減不可項目
32	亜鉛及びその化合物				○	○	3年に1回測定する。
33	アルミニウム及びその化合物				○	○	3年に1回測定する。
34	鉄及びその化合物				○	○	3年に1回測定する。
35	銅及びその化合物				○	○	3年に1回測定する。
36	ナトリウム及びその化合物				○	○	3年に1回測定する。
37	マンガン及びその化合物				○	○	3年に1回測定する。
38	塩化物イオン	○				○	検査回数の減不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		○ 鮫川、西部、塚本、余所内	○ 渡瀬、青生野		○	鮫川、西部、塚本、余所内：基準値の1/5超（3か月） 上記以外は年1回
40	蒸発残留物		○ 西部、塚本、余所内	○ 鮫川、渡瀬、青生野		○	西部、塚本、余所内：基準値の1/5超（3か月） 上記以外は年1回
41	陰イオン界面活性剤				○	○	3年に1回測定する。
42	ジェオスミン				○	○	3年に1回測定する。
43	2-メチルイソボルネオール				○	○	3年に1回測定する。
44	非イオン界面活性剤				○	○	3年に1回測定する。
45	フェノール類				○	○	3年に1回測定する。
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○				○	検査回数の減不可項目
47	pH値	○				○	検査回数の減不可項目
48	味	○					検査回数の減不可項目
49	臭気	○				○	検査回数の減不可項目
50	色度	○				○	検査回数の減不可項目
51	濁度	○				○	検査回数の減不可項目
	項目数合計	9	16	4	26	39	

4, 6, 7, 9, 10, 12, 1, 3月：毎月9項目検査

5, 8, 11, 2月：消毒副生成物及び鉛、硬度、蒸発残留物含む3月に1回

8月：原水全項目(39項目)